

令和8年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和8年2月25日（水）

令和8年第2回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和8年2月25日（水）午後2時00分

茅ヶ崎市役所 分庁舎5階 F会議室

○ 議事日程

- 第1 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について
- 第3 議案第11号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
- 第4 議案第12号 特定農地貸付承認申請について
- 第5 議案第13号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第6 議案第14号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第7 議案第15号 地域計画の意見聴取について
- 第8 報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分
の報告について
- 第9 報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第10 報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について

出席委員

1 番	石坂	豊治	君	8 番	原田	勝幸	君
2 番	齋藤	和子	君	9 番	廣瀬	正実	君
3 番	柿澤	博	君	10 番	野中	清	君
4 番	大竹	孝一	君	11 番	杉本	剛昭	君
5 番	小西	利章	君	12 番	朝倉	直芳	君
6 番	今井	英夫	君	13 番	村越	重芳	君
7 番	吉田	恵子	君	14 番	小澤	昇	君
区域 1	市川	芳男	君	区域 3	三橋	清高	君
区域 4	内田	信行	君	区域 5	平牧	直樹	君

茅ヶ崎市農業水産課

課長補佐 松澤 一樹 君

事務局職員出席者

事務局長 岡崎 貴裕 君

局長補佐 松澤 一樹 君

午後2時01分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和8年第2回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

当総会は、14名の全委員が出席されておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。8番原田勝幸委員、13番村越重芳委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第1、議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件から3番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

6番今井委員より報告をお願いいたします。

○6番（今井英夫君） 議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件から3番案件までを一括してをご報告いたします。

令和8年2月12日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

申請地は、1筆、田、362㎡でございます。

譲受人、譲渡人は議案書に記載のとおりでございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、水稻を栽培する予定です。

労働力につきましては、本人74歳、従事日数200日、専業、子41歳、従事日数50日、兼業でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

続いて、2番及び3番案件をご報告いたします。

令和8年2月10日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～2番案件について内容を説明～

2番案件の申請地は、1筆、畑、198㎡でございます。

譲受人、譲渡人は議案書に記載のとおりでございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、ジャガイモ、夏野菜、ねぎ、大根を作付けする予定です。

労働力につきましては、本人80歳、従事日数20日、専業、子52歳、従事日数250日、兼業、子の子25歳、従事日数10日、兼業、子の子22歳、従事日数150日、兼業、子の子19歳、従事日数10日、兼業でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

～3番案件について内容を説明～

続いて、3番案件の申請地は、1筆、畑、198㎡でございます。

譲受人、譲渡人は議案書に記載のとおりでございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、里芋等の作付けや、切り花等の花卉の栽培を行う予定です。

労働力につきましては、代表取締役、従事日数300日、専業、社員4名、延べ従事日数930日でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 3番案件について補足させていただきます。

譲受人は、法人形態、事業内容、議決権、役員といった要件をすべて満たしている農地を所有できる法人、農地所有適格法人でございます。現在、市内小学校南側で施設を建て、果樹の栽培を行っております。以上でございます。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○13番（村越重芳君） 60坪くらいしかない土地で、こういった使い方をするのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） この土地につきましては、まずは、里芋と花の栽培を行うという計画になっています。申請地の北側で果樹を栽培していますが、それとは違うものを栽培するということです。栽培したものについては、系列会社であるレストランに提供するということになっていまして、今後も、この土地を中心に事業を拡大して行きたいという意向を持っているようです。

○13番（村越重芳君） そうしますと、今回は、60坪程度ですが、周りの農地を買い進める話になってくるのかと考えられますが、そのような具体的な話は聞いてないですか。

○局長補佐（松澤一樹君） その意向があることは、聞いています。

○13番（村越重芳君） その場所に建物は建たないと思いますが、もし、建つようなことになると、道の駅とバッティングするような部分も有るとは思いますが、共存共栄できるということになるのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 通常であれば、市街化調整区域なので、開発許可が必要になると思います。例えば、6次化産業を行うとか、よくあるのが、農家レストランですが、そういったことをやる場合には、建物が建つ可能性はあるかと思しますので、今後、この土地を中心として、農地を買っていけるかどうかによることになると思います。

○13番（村越重芳君） はい、ありがとうございました。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

○区域3（三橋清高君） いつから「農地所有適格法人」となっているのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 令和4年度に、当該法人が茅ヶ崎市に入ってきています。「農地所有適格法人」については、株式会社のように「登記簿」に載ってくるようなものではないので、要件が整えば、「農地所有適格法人」とみなされます。例えば、売上げ等が過半に満たなくなれば、「農地所有適格法人」ではなくなります。一回、一回その都度、審査をしていかなければいけません。「農地所有適格法人」は年に一回、農業委員会に報告をしなければいけないことになっています。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

○8番（原田勝幸君） 農地の取得をしていますが、資本関係の中で、関連会社から資金を借りることは問題ないのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 資金調達については、特に要件に入っていません。

○8番（原田勝幸君） 役所的に、問題はないのか。売上げが少ない場合の売上げの過半については、あまり、意味がない話で、むしろ、資本系の方に主眼を置くべき話なんだと思います。売上げが要件というが、そもそも売上げが無いなら、問題が無いとのことだが、むしろ、売上げについては、有るべきだろうという話です。

○局長補佐（松澤一樹君） 資本については、資本金がいくらだとか、どこから調達しているのかなど、そういったことまでは、問われていません。

○8番（原田勝幸君） むしろ、そういったことの方が、大企業に農地を買い集められてしまうという問題となり、その辺の論点が違っているのではないか。

○局長補佐（松澤一樹君） 基準がある中で事務を進めているところです。

○4番（大竹孝一君） 当該法人が事業を始めたのは、令和4年から始めたということですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 令和4年から参入し始めて、そこから、ハウスを建て始めました。

○4番（大竹孝一君） ハウスを建てた農地については、どうしたのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 過去の総会で、所有権移転については、認められています。

○4番（大竹孝一君） 当該法人が農地を所有しているということですか。

○局長補佐（松澤一樹君） はい、そうです。

○4番（大竹孝一君） 農家要件は、満たしていたのか。

○区域5（平牧直樹君） 借りるのは、いやだと言っていた。

○4番（大竹孝一君） 当時の私の案件の時は、農家要件は、50アールだったようだけれども。

○局長補佐（松澤一樹君） 以前は、下限面積というものがあまして、柳島は、10アールでした。

○4番（大竹孝一君） 一反。柳島と芹沢では、面積が別なのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 芹沢の場合は、50アールが必要でした。柳島は、10アールでした。

○4番（大竹孝一君） なんか、そこは解せないですね。柳島だと10アールで良いのに、芹沢は50アールが必要になるなんて。

○8番（原田勝幸君） 余所者に入られたくないという考えから、50アールが必要としたのではないですか。

○4番（大竹孝一君） それが根拠なのか。

○局長補佐（松澤一樹君） そうではなくて、農業委員会において、基準を決めて、50アール、30アール、10アールの3区分にしていたと思います。

○4番（大竹孝一君） 自分が申請したときは、50アールの要件を満たして申請した記憶がありました。

○局長補佐（松澤一樹君） 下限面積については、農業委員会で決めたものです。

○4番（大竹孝一君） 当該法人については、下限面積の要件が無しで、書類だけでクリアしたものなのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 下限面積がなくなったのは、令和4年か令和5年だったと思いますが、下限面積があったとしても、10アールなので、柳島であれば参入することが出来るということになります。

○4番（大竹孝一君） 法人がだめになったら、国に持って行かれるだけだからね。

○区域5（平牧直樹君） ハウスが出来たのが1年くらい経ってからなので、最低でも3年から5年かからないと果樹に実がならないと最初に話があって、湿度が必要なので、周りに「イチゴ」でも作って、そちらで収益を上げるという話だったのですが、それは今やっていないようです。

○4番（大竹孝一君） 「いちご」はやっていないのか。

○区域5（平牧直樹君） 別の方が、隣で「いちご」を栽培しています。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件から3番案件までを報告のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第2、議案第10号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件から9番案件までを一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

1番案件から3番案件までについては、区域4内田委員より、4番案件については、区

域5平牧委員より、5番案件から7番案件までについては、区域3三橋委員より、8番案件及び9番案件については、区域1市川委員より報告をお願いいたします。

はじめに、内田委員より報告をお願いいたします。

○区域4（内田信行君） 議案第10号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件から3番案件までをご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、茅ヶ崎市に対し農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業委員会に意見を求められたものでございます。

本報告に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、いずれも議案書に記載のとおりでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の農地は、1筆、現況田、548㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年5月1日から令和11年4月30日までとなり、3年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～2番案件について内容を説明～

続いて、2番案件の農地は、1筆、現況田、991㎡でございます。

権利の存続期間、権利の種類は、1番案件と同様です。

～3番案件について内容を説明～

続いて、3番案件の農地は、1筆、現況田、991㎡でございます。

権利の存続期間、権利の種類は、1番案件と同様です。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、平牧委員より報告をお願いいたします。

○区域5（平牧直樹君） 続いて、4番案件をご報告いたします。

本報告に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

～4番案件について内容を説明～

4番案件の農地は、4筆、いずれも現況畑、合計3,252.17㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年5月1日から令和10年3月31日までとなり、新たに1年11か月の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、三橋委員より報告をお願いいたします。

○区域3（三橋清高君） 続いて、5番案件から7番案件までをご報告いたします。

本報告に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、いずれも議案書に記載のとおりでございます。

～5番案件について内容を説明～

5番案件の農地は、1筆、現況畑、3,579㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年5月1日から令和11年3月31日までとなり、新たに2年11か月の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～6番案件について内容を説明～

続いて、6番案件の農地は、1筆、現況畑、1,237㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年5月1日から令和11年4月30日までとなり、3年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～7番案件について内容を説明～

続いて、7番案件の農地は、1筆、現況畑、340㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年5月1日から令和10年4月30日までとなり、新たに2年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、市川委員より報告をお願いいたします。

○区域1（市川芳男君） 続いて、8番案件及び9番案件をご報告いたします。

本報告に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、いずれも議案書に記載のとおりでございます。

～ 8 番案件について内容を説明～

8 番案件の農地は、1 筆、現況畑、750㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までとなり、1 年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～ 9 番案件について内容を説明～

続いて、9 番案件の農地は、1 筆、現況畑、2,187㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 8 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日までとなり、3 年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○12 番（朝倉直芳君） 1 番から 3 番案件のことについてお聞きしたいのですが、賃借権で、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくものですが、どのような場所で、どんなことをされているのか教えていただけませんか。病院がどのような形態で、田んぼをやっているのか。

○局長補佐（松澤一樹君） こちらの借り手については、病院のグループ会社であって、病院食を自前で調達するということで、当該法人が借り上げて、地権者と一緒にやりながら、米の栽培をすると聞いております。

○12 番（朝倉直芳君） 判りました。現状は、水稻を作付けしていると理解してよろしいですね。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 10 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による意見聴取について、1 番案件から 9 番案件ま

でを報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(齋藤和子君) 日程第3、議案第11号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について、1番案件及び2番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後に一括して行います。

区域4内田委員より、報告をお願いいたします。

○区域4(内田信行君) 議案第11号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について、1番案件及び2番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地の貸し借り等をするため、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議に要請することについて、ご審議いただくものです。

本報告に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、いずれも議案書に記載のとおりでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の農地は、1筆、現況畑、643㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年5月1日から令和11年4月30日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

続いて、2番案件の農地は、1筆、現況畑、1,665㎡の内1,340㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年5月1日から令和11年4月30日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(齋藤和子君) ありがとうございました。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐(松澤一樹君) 特にありません。

○議長(齋藤和子君) では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○12番（朝倉直芳君） 借り手の方は、どういった方なのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 新規就農者の方です。

○12番（朝倉直芳君） 耕作面積が、70アール、労働力が2人ということですが、耕作面積について、茅ヶ崎市での実績はどこにあるのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 市内にもありますが、近隣市を中心にして、やられています。

○12番（朝倉直芳君） いままでは、だれが作っていたのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 先月の総会における合意解約の案件の報告をさせてもらいましたが、その場所に今回の借り手の方が入ったということになります。

○12番（朝倉直芳君） はい、判りました。ありがとうございます。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第11号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について、1番案件及び2番案件を報告のとおり、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第4、議案第12号、特定農地貸付承認申請について、1番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。

区域4番内田委員より、報告をお願いいたします。

○区域4（内田信行君） 議案第12号、特定農地貸付承認申請について、1番案件をご報告いたします。

本案は、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づくものです。

市民農園の開設について、承認を得たいとするもので、市民農園などの農地の貸付けについて、一定の要件を満たし、農業委員会から承認されたものは、農地法第3条の許可を受けることなく農地の貸付けができるとするものでございます。

令和8年2月10日に、事務局2名と現地調査をいたしました。

～ 1 番案件について内容を説明～

申請地は、1 筆、現況畑、332㎡でございます。

所有者は、議案書に記載のとおりでございます。

1 区画の貸付面積は27㎡で、計 6 区画となり、貸付に係る利用料は年間5,000円、貸付期間は5年でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○13番（村越重芳君） この場所に駐車場とか水道とかを設けることは出来るのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 今回の特定農地貸付けで行う場合は、水道とか駐車場を設備として設けることは、出来ないこととされています。別の法律による市民農園整備法に基づく市民農園ですと水道や駐車場の付帯設備の設置が可能となります。

市民農園整備法に基づく市民農園は、市内では、北東部にありますが、水道とか駐車場の設置は可能であり、そのところは、法律によって変わってきます。

○13番（村越重芳君） 6 区画という小さな貸付地ですが、借りる人は、どのような維持管理をしているのか。

○局長補佐（松澤一樹君） ポリタンクに水を入れて、自転車の荷台に乗せ、その水を作物に撒くなどをして親しんでいるのは、よく見かけるケースだと思います。

○13番（村越重芳君） 山を整地して、小屋みたいなのを作っちゃって、バーベキューを主にやっている人が居るんだけど、そういうのはどうしたらよいのか。

○局長補佐（松澤一樹君） その場所の地目が何なのかと言うことが有ると思います。山林を切り開いて、やるということになるとそこは農地ではありませんから、基本的には、山林を切り開いて、バーベキューをやることは、農地法で何か指摘をするという可能性は少ないと思います。もし、農地であれば、話は違ってくると思います。

○13番（村越重芳君） はい、判りました。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

○12番（朝倉直芳君） 村越委員の関連ですが、地目が山林だった場合、農業委員会は関

知しないから、山林を整地したものに関して、この場で聞いても仕方が無いのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 現況主義ですので、登記地目が山林であっても現況が農地であれば、農地法の範囲内となります。村越委員が話されたのは、山林を切り開いてと言うことから、登記地目山林、現況も山林だったらという推測で話させていただきました。

○4番（大竹孝一君） 農地なんか、ほっておけば、すぐに、山になってしまう。

○局長補佐（松澤一樹君） よく、皆さんに非農地証明とか、現地調査をお願いすることが有ると思いますが、そこで、農地性があるかどうかという判断は知っておいていただきたいと思います。

○12番（朝倉直芳君） ありがとうございます。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第12号、特定農地貸付承認申請について、1番案件を報告のとおり承認することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第5、議案第13号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

6番今井委員より、報告をお願いいたします。

○6番（今井英夫君） 議案第13号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件をご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

1番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年2月12日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、69㎡、及び3筆、田、合計943㎡につきましては、準備中でした。

5筆、いずれも畑、合計2,548.44㎡につきましては、キャベツ、ダイコン等を作付けしているほか、花を栽培し、柿、ブドウが肥培管理されていました。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人68歳、従事日数250日、専業、配偶者68歳、従事日数200日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第13号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第6、議案第14号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

区域5平牧委員より、報告をお願いいたします。

○区域5（平牧直樹君） 議案第14号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、地権者が令和8年1月21日に故障により営農不可能となったことに伴い、当該生産緑地の買い取り申し出をするにあたって、その地権者が主たる従事者であったことの証明願が提出されたものでございます。

本案件に係る買取申出者及び申出事由の生じた者につきましては、いずれも議案書に記載のとおりでございます。

令和8年2月12日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

買取申出の生産緑地の耕作状況をご報告いたします。

2筆、いずれも現況畑、合計971㎡につきましては、夏みかんが肥培管理されているほか、準備中でした。

8筆、いずれも現況畑、合計1,566㎡につきましては、ブロッコリーが作付け、柿、夏みかんが肥培管理されているほか、準備中でした。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○13番（村越重芳君） 確認なのですが、故障認定の故障とは、どういった基準なのか教えて欲しい。

○局長補佐（松澤一樹君） 医者からの診断書で、もう、農業は出来ないということの確認をして、市が、農業が出来ないと認定する必要があります。その事務処理については、生産緑地法を所管しております都市計画課で担当しておりますので、それを基にして、今回申請に至ったものです。

○13番（村越重芳君） 回復する見込みがあるかもしれないということは、考慮されないのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） その点は、都市計画課がどのように判断するかによるものですが、基本的には、農作業に従事することが不可能ということで出されているものがほとんどです。

○13番（村越重芳君） はい、判りました。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第14号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1番案件を報告のとおり証明することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第7、議案第15号、地域計画の意見聴取についてを上程いたします。茅ヶ崎市農業水産課より説明をお願いします。

○農業水産課（松澤一樹君） 議案第15号、地域計画の意見聴取について、茅ヶ崎市農業水産課より、ご説明させていただきます。

説明に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

ホチキス止めの資料が4つの地区ごとに、新旧あわせて2部、合計8つあるかと思いますが、ない方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいようですので、進めさせていただきます。

本日は、お時間をいただき、令和7年3月に、農業経営基盤強化促進法に基づき、本市で策定しました地域計画の変更について、ご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

地域計画の策定にあたりましては、農業経営基盤強化促進法第19条第6項において、「地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聞かなければならない」と定められていることから、今回、意見聴取をさせていただくものです。

地域計画の概要についてですが、地域計画は、農業者をはじめとする幅広い関係者による話し合いを踏まえて、地域における10年後の農業の将来の在り方や、その在り方に向けた農地利用の姿などを明確化し、公表するとともに、地域計画の達成に向けて、市・農業委員会を中心に、関係機関の連携協力で様々な取組みを推進し、目標地図で示された権利移動の具現化を図るものであり、令和7年3月末までに策定する必要がありましたことから、本市では、令和7年3月に策定しました。

市内を4地域、具体的には、小出地域、つるみね地域、赤羽根・小和田・菱沼地域、茅ヶ崎地域の4つに分けて、それぞれ地域計画を策定しております。

地域計画は、一度策定して終わりというものではなく、毎年、改善・更新していくことが重要とされていることから、今回、策定から1年経ちましたので、必要な修正・変更を行うものです。

今回、地域計画を変更するに当たりまして、主な変更点は、地域計画に同意していただいた農業者や農地に関する数値の変更、併せて目標地図の変更となります。その他の文言等については修正・変更はございません。

このことから、計画を変更するには昨年も開催しました協議の場、農業者や関係機関にお集まりいただき、ご意見等をいただく会議のことですが、こちらを設ける必要がありますが、今回、文言等の修正はないことから、協議の場については、簡易的な開催方法として市ホームページに変更案を掲載し、皆様からご意見をいただく機会を、令和8年2月2日から2月16日まで設けました。なお、この期間にいただいたご意見はございませんでした。

ここからは、変更した各地域ごとの地域計画についてご説明いたします。

まず、小出地域から説明させていただきます。

資料は、4つあるうちの、右上に「1」と記載されている資料をご覧ください。資料は、計画部分と目標地図とで構成されております。これは、全4地域、同様の作りとなっております。また、変更した案と比較できるように、現行の地域計画と、今回変更したい案をご用意しております。

変更点につきましては、令和8年3月変更予定と記載してある用紙に、分かりやすいよう、赤文字で変更したところを記載しております。

比較していただきたいのですが、同意いただいた面積が、8.92haから11.84haに増えました。また、面積が増えたことに伴って、地域内の農業を担う者、目標地図に位置付ける者に該当しますが、こちらも23人から37人に増えました。このことは、最後にあります目標地図や、その前にあります、地域内の農業を担う者一覧をご覧くださいとお分かりになるかと思えます。

黒文字については、変更・修正していないことを表しておりますので、面積等の変更に伴う数字、地図の色付け、地域内の農業を担う者一覧以外は変更がございません。

小出地域についての説明は以上となります。

次に、つるみね地域についてご説明いたします。

資料は、4つあるうちの、右上に「2」と記載されている資料をご覧ください。

小出地区同様、変更点につきましては、赤文字としております。

つるみね地域は、同意いただいた面積が、5.55haから6.67haに増えており、また、地域内の農業を担う者、目標地図に位置付ける者に該当しますが、こちらも7人から16人に増えました。このことから、最後にあります目標地図や、その前にあります、地域内の農業を担う者一覧を変更させていただきました。

小出地区同様、黒文字については、変更・修正していないことを表しておりますので、

面積等の変更に伴う数字、地図の色付け、地域内の農業を担う者一覧以外は変更がございません。

つるみね地域についての説明は以上となります。

次に、赤羽根・小和田・菱沼地域についてご説明いたします。

資料は、4つあるうちの、右上に「3」と記載されている資料をご覧ください。

小出地区同様、変更点につきましては、赤文字としております。

赤羽根・小和田・菱沼地域は、同意いただいた面積が、2.35 h a から6.44 h a に増えており、また、地域内の農業を担う者につきましても、8人から17人に増えました。このことから、最後にあります目標地図や、その前にあります、地域内の農業を担う者一覧を変更させていただきました。

黒文字については、変更・修正していないことを表しておりますので、面積等の変更に伴う数字、地図の色付け、地域内の農業を担う者一覧以外は変更がございません。

赤羽根・小和田・菱沼地域についての説明は以上となります。

最後に、茅ヶ崎地域についてご説明いたします。

資料は、4つあるうちの、右上に「4」と記載されている資料をご覧ください。

変更点につきましては、赤文字としております。

茅ヶ崎地域は、同意いただいた面積が、1.55 h a から2.75 h a に増えており、また、地域内の農業を担う者につきましても、4人から8人に増えました。このことから、最後にあります目標地図や、その前にあります、地域内の農業を担う者一覧を修正させていただきました。

黒文字については、変更・修正していないことを表しておりますので、面積等の変更に伴う数字、地図の色付け、地域内の農業を担う者一覧以外は変更がございません。

茅ヶ崎地域についての説明は以上となります。

簡単ではございますが、地域ごとの説明は以上となります。

今後も、地域計画を見直す・変更を要する場合には、皆様へ、今回同様にご説明をさせていただければと考えております。地域計画の意見聴取について説明は以上となります。

ご意見を賜りたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤和子君） 茅ヶ崎市農業水産課からの説明が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご意見ご質問ございますか。

○13番（村越重芳君） どの地区も同じように見えてしまいましたが、田んぼが全体的に少ないような気がします、どのような状況なのでしょう。

○農業水産課（松澤一樹君） 田については、耕作する人が少ない中で、1番の小出地区につきましては、1ha以上増えています。しかしながら、田んぼの担い手は、少ないと考察しています。

○13番（村越重芳君） 地域内に、田んぼは、ある訳ですよ。

○農業水産課（松澤一樹君） はい、これはあくまでも地域計画に同意いただいた方の数字になりますので、同意いただいていない田んぼについては、こちらには含まれないことになります。

○13番（村越重芳君） それは判りました。例えば、芹沢や行谷において、賃貸されている田んぼについては入っていないのか。

○農業水産課（松澤一樹君） 地権者が、合意していただいている農地については、入っております。

○13番（村越重芳君） 合意していない農地もあるということですか。

○農業水産課（松澤一樹君） 少ないとは思いますが。利用権の設定が相対で行っていた農地については、地域計画が出来たことによって、貸し借りについては、農地中間管理機構を通さなければいけなくなったこともあり、同意いただいたところもあるのですが、2年から3年前において、3年間以上の貸し借りの利用権を相対で設定しているところについては、まだ、一部入っていないところもあるかと思えます。

○13番（村越重芳君） それをちゃんと位置づけをすれば、もう少し、増えるということですね。そのことを、市の方では、促すことはしないのか。

○農業水産課（松澤一樹君） 当然、中間管理機構を通しての貸し借りに切り替えていただく周知はして参ります。

○13番（村越重芳君） それは、更新時期にやると言うことですか。

○農業水産課（松澤一樹君） 更新時期が主になりますし、今後、担い手が、もっと広げたいと言うときには、そういった地権者の方に掛け合ってみて、担い手の方に貸していただけないかと言った周知も必要になると考えております。

○13番（村越重芳君） 拒絶反応を示す方もいるかもしれませんので、その点が危惧されます。農業振興地域でもあり、なおかつ、地区計画に組み入れられると、二重三重に仕掛

けが有るのではないかと思う人も居るかもしれないので、その辺が難しいところかもしれませんが、増やすと言う意味においては、その時を狙って、やるしか無いですね。

○農業水産課（松澤一樹君）　そうです。

○13番（村越重芳君）　はい、判りました。

○議長（齋藤和子君）　他に、ご意見ご質問ございますか。

○12番（朝倉直芳君）　村越委員が話されるように足かせになってしまうことから、萩園地区は地区計画に入っていないんですが、そもそも地域計画には、市街化区域も地域計画の地図に入れなくてはいけないものでしたか。

○農業水産課（松澤一樹君）　基本的には、農業経営基盤強化促進法は、市街化調整区域を対象としていますが、市街化調整区域に近い市街化区域も含めて良いということになっていますので、市街化区域でも入ることは可能となっています。

○12番（朝倉直芳君）　茅ヶ崎市の場合は、市街化区域内の農地も地域計画に入れて、将来、誰が担っていくかということを作ったということですか。他の市町村では、市街化区域内の農地を地域計画に入れない市町村もあるということで理解してよろしいでしょうか。

○農業水産課（松澤一樹君）　あるとは思いますが。茅ヶ崎市の場合ですと市街化区域だけで農業を行っている農業者もいらっしゃいますので、もし、今後も意欲的に農業を行っていくのであれば、そういった方も地域計画に位置づける必要があるということから市街化区域についても地域計画に含めております。

○12番（朝倉直芳君）　ありがとうございました。

○議長（齋藤和子君）　他に、ご意見ご質問ございますか。

○4番（大竹孝一君）　農地の強化基盤、将来的なことを考えていくものですが、例えば、隣り合わせた田んぼを一枚にするような場合に、畦を取って、高低差を無くすなどの工事をしなければならないのですが、そういう時に、茅ヶ崎市には補助金制度がありませんが、地域によっては、補助金が出たり、資金提供がありますが、今後、県や国からこういったお金は出てくるのか。

○農業水産課（松澤一樹君）　県の方では、該当するかどうか判りませんが、そういったメニューがあるということは、聞いております。

○4番（大竹孝一君）　工事の時期は、田んぼを植える前になってしまいましたが、そういったことを相談できる窓口はどこなのか。

○農業水産課（松澤一樹君）　まずは、茅ヶ崎市農業水産課に来ていただいて、ここから県になると思いますが窓口がどこかと言うことと、要件、助成の規模が全額なのか半分なのか上限金額があるかなどを確認していくことになります。

○4番（大竹孝一君）　農地を集約してやっていくという方向性があるのであれば、全面的に、全額出してもらえれば、やりやすいし、田んぼを集めやすくなる。

○農業水産課（松澤一樹君）　神奈川県にメニューがあるということは承知していますので、後は個々の条件に合う合わないがありますので、話をうかがいながら確認を取って行きたいと思っています。

○4番（大竹孝一君）　県によって、農業に対して補助金を出す出さないという差があるので、茅ヶ崎では、こういったものがあるのかなと思って聞きました。

○議長（齋藤和子君）　他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君）　「なし」と認め、採決をいたします。議案第15号、地域計画の意見聴取については、説明のとおり計画を変更することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君）　「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君）　日程第8、報告第5号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、日程第9、報告第6号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第10、報告第7号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、を一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（松澤一樹君）　報告第5号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、ご説明いたします。

本案は、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出でございます。

議案書は8ページのとおり、3件、権利の取得事由は相続によるものの届出でございます。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

報告第6号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分¹の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は9ページのとおり、1番案件から11番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、共同住宅敷地、住宅敷地、駐車場敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第7号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分²の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は10ページのとおり、1番案件から12番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、住宅敷地、駐車場敷地、資材置場となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

事務局からの報告は以上となります。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかがいいたします。ご質問ございませんか。

○13番（村越重芳君） 報告第5号、権利の取得日が令和6年11月20日となっておりますが、時間的にこのくらいの時期になって、今、受理をするということに問題は無いのですか。相続は、10ヶ月ですよ。

○局長補佐（松澤一樹君） 概ね10ヶ月以内に出していただくことになってはいますが、それを過ぎても、届け出されたものは適正に処理をすることとしています。今回は、1番から3番案件とも同じ方が亡くなったことにより相続が発生したものとなりますので、3案件とも取得日が同じ日になります。

○13番（村越重芳君） はい、判りました。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第5号、農地法第3条の3の規

定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、報告第6号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第7号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、までの報告を終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和8年第2回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後3時23分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員